

## 4. 参考資料

### (1) 関連する計画・条例

帰宅困難者に対する防災対策は、主として東京都地域防災計画（平成26年修正）に定めがあるほか、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）、品川区防災対策基本条例（平成26年4月1日）に基づくものがある。

#### ① 東京都地域防災計画

##### ア 帰宅困難者対策の施策体系

###### a. 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道、通信事業者、民間団体等からなる協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告およびガイドラインを取りまとめた。

取りまとめられたガイドライン（平成24年9月10日）

- ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」
- ・「大規模な事業者や駅等における利用者保護ガイドライン」
- ・「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」
- ・「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」
- ・「駅前滞留者対策ガイドライン」

###### b. 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

都は、平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。

###### c. 東京都帰宅困難者対策条例の施行

都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取り組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成25年4月に施行した。

###### d. 一時滞在施設の確保

都は、都立施設200ヶ所を一時滞在施設（約7万人分）として指定し、備蓄品の配備を行うとともに、都と一時滞在施設間の情報連絡体制の整備等を行った。

###### e. 帰宅支援ステーションの整備

混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを10,752ヶ所確保した。（平成27年12月21日現在）

#### 4. 参考資料

### ② 東京都震災対策条例

#### ア 事業所防災計画の作成について

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条において「事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都および区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。」と規定している。

先述の東京都帰宅困難者対策条例の施行（平成25年4月）に合わせて、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」（平成13年東京消防庁告示第2号）の一部改正が行われた。

#### ■事業所防災計画とは

事業所防災計画は、東京都震災対策条例第10条に基づき、地震の被害を軽減するため事業所単位で作成する防災計画で、都内の事業者は、「①震災に備えての事前計画②震災時の活動計画③施設再開までの復旧計画」について定めることとされている。

「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正にあたり追加された項目は、以下のとおりである。

#### 1 「震災に備えての事前計画」の項目

- ①家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること。
- ②従業員、児童、生徒等及び他の在館者（従業員等）の一斉帰宅の抑制に関すること。

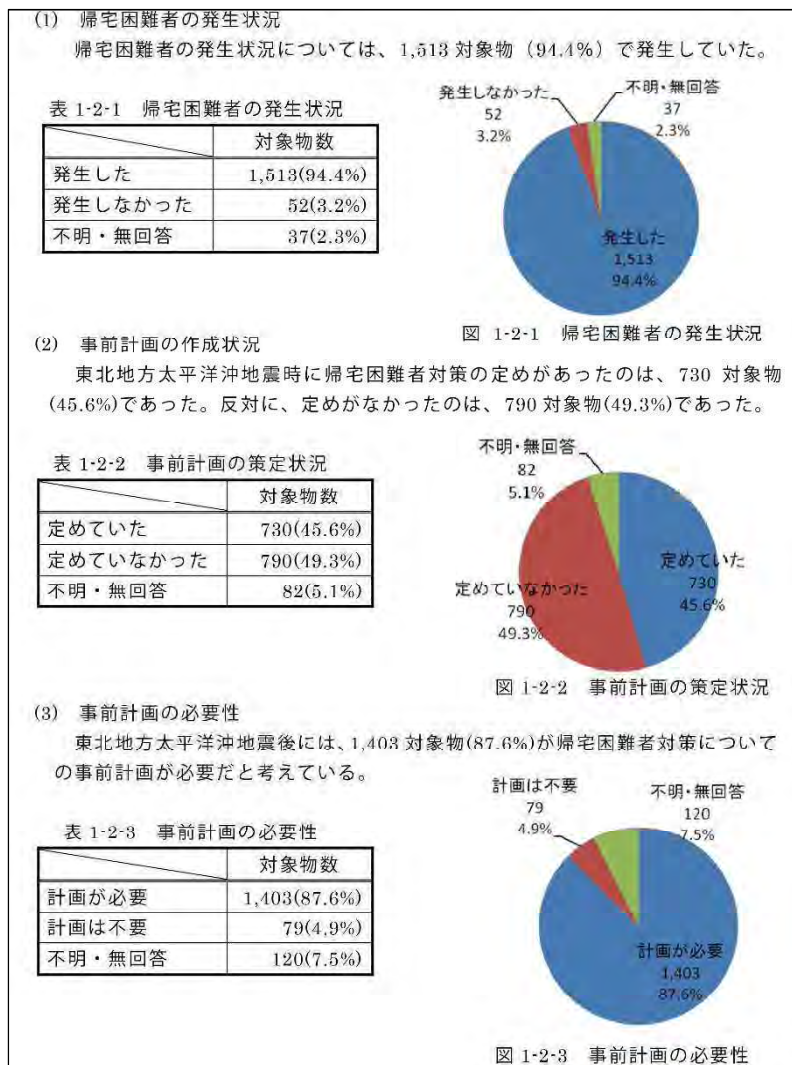
#### 2 「震災時の活動計画」の項目

- ①家族等との安否確認の実施に関すること。
- ②従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。

改正にあたり、東京消防庁は事業所防災計画の見直しの呼びかけや指導を行うこととしている。

## イ 都内の防火管理対象物<sup>58</sup>における事業所防災計画の作成状況

東京消防庁予防部防火管理課が都内の防火管理対象物について実施したアンケート（回答：1,602対象物、回答率88.8%）での、帰宅困難者に関する回答は、以下のとおりである<sup>59</sup>。



このアンケートは、帰宅困難者対策における課題や効果的対応等について、事前計画作成の際に参考となる自由記載の回答項目がある。

#### 4. 参考資料

### ③ 品川区防災対策基本条例

品川区は、平成26年4月1日に災害予防、災害時の応急対策、復旧時にかかる区の責務、区民、事業所の努めと役割を明確にするため、地域防災計画の内容に基づく「品川区災害対策基本条例」を制定している。

#### ア 事業者を求める取組

条例の概要版リーフレットでは、事業者への周知活動の一つとして、重要な3つの対策や帰宅困難者等への支援協力を紹介している。

図表 99 事業者を求める主な取組<sup>60</sup>

#### ■ 事業所の防災対策3本柱に基づく防災対策の実施

各事業所においては以下の3つが主な取り組みの指針となります。

- ① 安否確認方法の確立と地震対策…従業員と家族の安否確認方法を確立しましょう。また、建物の耐震化（S56以前に建てられた旧耐震基準の建物）や建物内のオフィス家具の固定等、災害時の人命保護に努めて下さい。
- ② 一斉帰宅の抑制…従業員の3日間分の食料・飲料水等を備蓄し、発災時は一斉帰宅の抑制にご協力下さい。発災直後は防災関係機関による人命救助や道路啓開活動が予想されるため、帰宅の抑制が重要です。
- ③ 業務継続のための施策…災害時に正規の方法での業務が滞った場合の代替手段を事前に確保し、手順のマニュアル（BCPなど）化や訓練を実施して、顧客や取引先への影響を最小限に抑える準備をしましょう。



#### ■ 帰宅困難者等への支援協力

ターミナル駅周辺や帰宅支援対象道路は、災害時に多くの帰宅困難者や徒歩帰宅者の発生が予想されるため、周辺の事業所は支援をお願いします。また、日頃より地域の防災力向上のための取り組みにもご協力下さい。

##### 【連携力強化のための取り組み事例】

国道15号線沿線や主要駅周辺の事業所や地域住民、防災関係機関等が災害時の行動ルールや訓練の実施について検討を行う協議会の開催



#### イ 協定締結

品川区では、災害時における応急対応および復旧対策を行うにあたり、企業や民間団体等と連携し協力が得られるよう、災害時協力協定の締結に取り組んでいる。

## (2) 帰宅困難者についてのアンケート

大崎駅周辺まち運営協議会の構成員に対し、各事業所における帰宅困難者対策に関するアンケート調査を実施した。

### ① アンケート実施概要

アンケート実施概要は、以下のとおりである。

- ・ 配布日時

平成27年11月17日 メール配布

- ・ 配布先

大崎駅周辺まち運営協議会 まち運営委員会 委員 14団体

- ・ 回答団体数

10団体／14団体

4. 参考資料

② アンケート集計結果

従業員に対して、策定している災害時の行動方針や計画の周知が不十分であったり、帰宅困難者への情報提供方法が決まっていないなどの結果が得られた。

また、事業所の規模や業種等に応じて、避難者および帰宅困難者の人数や属性は様々であることから、それぞれの特性を踏まえた対応策の検討が必要と考えられる。

図表 100 アンケート集計結果

1 災害時の行動方針・計画（従業員や施設利用者の安全確保・避難誘導、施設の安全確認方法、連絡体制など）を策定し、従業員に周知していますか。

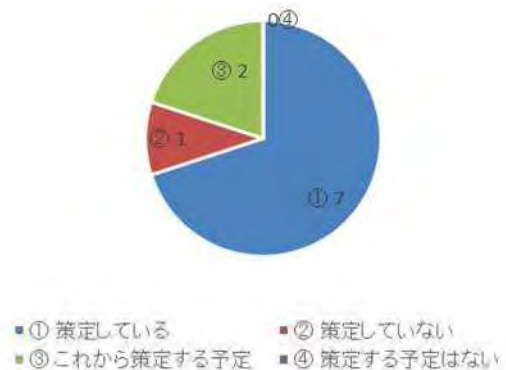
|                         | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|-------------------------|---------------|-----------|
| 計                       | 10            | 100.0     |
| ①策定しており、従業員に周知している      | 8             | 80.0      |
| ②策定しているが、従業員への周知は不十分である | 1             | 10.0      |
| ③策定中もしくは、策定する予定である      | 1             | 10.0      |
| ④策定していない                | 0             | 0.0       |



⇒ 1 団体を除くほぼすべての事業者で計画が策定されているが、策定していても従業員への周知は不十分との回答も1件あった。

2 BCP（事業継続計画）を策定していますか。

|                | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|----------------|---------------|-----------|
| 計              | 10            | 100.0     |
| ①策定している        | 7             | 70.0      |
| ②策定していない       | 1             | 10.0      |
| ③これから策定する予定である | 2             | 20.0      |
| ④策定する予定はない     | 0             | 0.0       |



3 従業員用の備蓄について、該当する備蓄量に○を付けてください。

| 回答社数<br>n = 10<br>割合% | 3日分         | 2日分         | 1日分      | 備蓄なし      | 今後備蓄する予定 | 無回答      |
|-----------------------|-------------|-------------|----------|-----------|----------|----------|
|                       | 食料          | 10<br>100.0 | 0<br>0.0 | 0<br>0.0  | 0<br>0.0 | 0<br>0.0 |
| 飲料水                   | 10<br>100.0 | 0<br>0.0    | 0<br>0.0 | 0<br>0.0  | 0<br>0.0 | 0<br>0.0 |
| 毛布                    | 9<br>90.0   | 0<br>0.0    | 0<br>0.0 | 1<br>10.0 | 0<br>0.0 | 0<br>0.0 |
| 簡易トイレ                 | 8<br>80.0   | 0<br>0.0    | 0<br>0.0 | 2<br>20.0 | 0<br>0.0 | 0<br>0.0 |



4 通信設備（衛星電話、MCA無線、トランシーバーなど）、非常用発電機の保有状況についてお伺いします

|                        | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|------------------------|---------------|-----------|
| 計                      | 10            | 100.0     |
| ①通信設備、非常用発電機の両方を保有している | 8             | 80.0      |
| ②通信設備のみ保有している          | 0             | 0.0       |
| ③非常用発電機のみ保有している        | 1             | 10.0      |
| ④上記のいずれも保有していない        | 1             | 10.0      |



5 建物の建築年代は、次のうちどれにあたりますか。

(複数回答あり)

|                    | 回答数<br>n = 20 | 割合<br>(%) |
|--------------------|---------------|-----------|
| 計                  | 20            | 100.0     |
| ①1981年（昭和56年）以前に建築 | 7             | 35.0      |
| ②1981年（昭和56年）以降に建築 | 12            | 60.0      |
| ③わからない             | 1             | 5.0       |



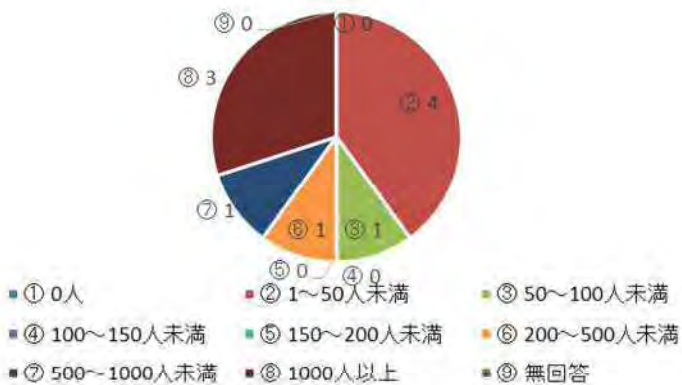


4. 参考資料

**6 災害（地震）が発生した際、一時的に外に退避する従業員数を教えてください。**

※建物の安全確認のため、全員外に退避するものとしてお答えください。

|              | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|--------------|---------------|-----------|
| 計            | 10            | 100.0     |
| ①0人          | 0             | 0.0       |
| ②50人未満       | 4             | 40.0      |
| ③50～100人未満   | 1             | 10.0      |
| ④100～150人未満  | 0             | 0.0       |
| ⑤150～200人未満  | 0             | 0.0       |
| ⑥200～500人未満  | 1             | 10.0      |
| ⑦500～1000人未満 | 1             | 10.0      |
| ⑧1000人以上     | 3             | 30.0      |
| ⑨無回答         | 0             | 0.0       |



⇒避難人数は1～50人未満の事業者が最も多かったが、避難人数が1,000人以上（学生・客を含む）との回答も3件あった。

**7 災害時、帰宅困難者※となる従業員数を教えてください。**

※帰宅困難者とは、帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者のことをいいます。

|              | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|--------------|---------------|-----------|
| 計            | 10            | 100.0     |
| ①0人          | 0             | 0.0       |
| ②1～50人未満     | 4             | 40.0      |
| ③50～100人未満   | 1             | 10.0      |
| ④100～150人未満  | 0             | 0.0       |
| ⑤150～200人未満  | 1             | 10.0      |
| ⑥200～500人未満  | 0             | 0.0       |
| ⑦500～1000人未満 | 1             | 10.0      |
| ⑧1000人以上     | 2             | 20.0      |
| ⑨無回答         | 1             | 10.0      |

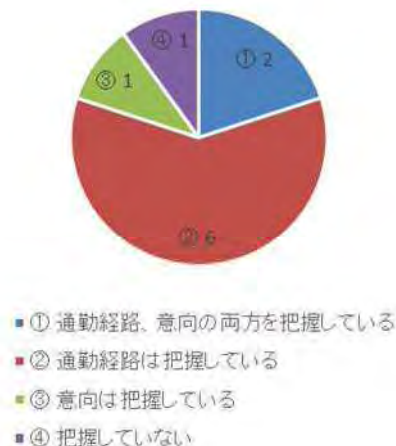


⇒帰宅困難者数においても、1～50人未満の事業者が最も多かったが、1,000人以上の回答も2件あった。



### 8 災害時における従業員の通勤経路や意向（家族構成、家庭事情など）を把握していますか。

|                    | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|--------------------|---------------|-----------|
| 計                  | 10            | 100.0     |
| ①通勤経路、意向の両方を把握している | 2             | 20.0      |
| ②通勤経路は把握している       | 6             | 60.0      |
| ③意向は把握している         | 1             | 10.0      |
| ④把握していない           | 1             | 10.0      |



⇒通勤経路、意向の両方を把握している事業者は2割に留まり、まったく把握していない事業者も団体あった。

### 9 災害時一斉帰宅抑制に関する防災教育を、従業員に対して実施していますか。

|          | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|----------|---------------|-----------|
| 計        | 10            | 100.0     |
| ①実施している  | 8             | 80.0      |
| ②実施していない | 2             | 20.0      |
| ③無回答     | 0             | 0.0       |

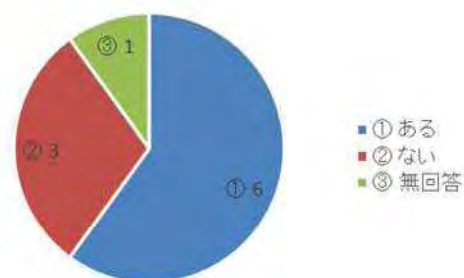


⇒防災教育について、8割が「実施している」と回答した。

### 10 共助の観点から、外部の帰宅困難者を受け入れる一時滞在スペースはありますか。

※実際に受け入れるかどうかは問いません。

|      | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|------|---------------|-----------|
| 計    | 10            | 100.0     |
| ①ある  | 6             | 60.0      |
| ②ない  | 3             | 30.0      |
| ③無回答 | 1             | 10.0      |

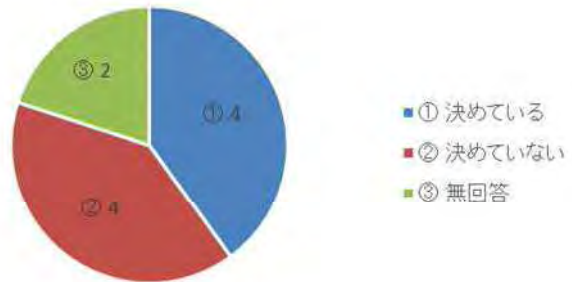


⇒「ある」と回答した事業者は6団体あった。

#### 4. 参考資料

### 1 1 災害時に受け入れる滞在者等への情報提供の方法・手段を決めていますか。

|         | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|---------|---------------|-----------|
| 計       | 10            | 100.0     |
| ①決めている  | 4             | 40.0      |
| ②決めていない | 4             | 40.0      |
| ③無回答    | 2             | 20.0      |



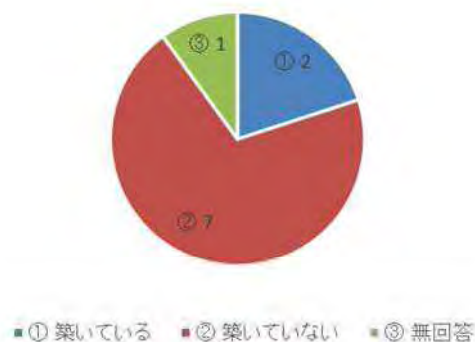
#### 「①決めている」と回答した場合の具体的な方法・手段について

|  |
|--|
| 会社の災害対策本部からの情報提供を受けて、館内放送や一時滞在場所への掲示により告知する。 |
| テレビ、館内放送等                                    |
| 品川区との協定により、品川区と無線連絡を取りながら必要に応じて情報提供する。       |

⇒情報提供の方法・手段を「決めている」と回答した事業者は4社であった。なお、前問で一時滞在スペースが「ある」と回答した事業者のうち、情報提供の手段・方法を決めている事業者は3団体であった。

### 1 2 地域を構成する一員として、地元町会・自治会や他事業所等との災害時の相互応援体制を築いていますか。

|         | 回答数<br>n = 10 | 割合<br>(%) |
|---------|---------------|-----------|
| 計       | 10            | 100.0     |
| ①築いている  | 2             | 20.0      |
| ②築いていない | 7             | 70.0      |
| ③無回答    | 1             | 10.0      |



13 品川区では、大規模な災害が発生した場合、以下の手段で情報提供します。ご存じのものに○を付けてください。

(複数回答)

|                     | 回答数 | 「知っている」割合<br>9社※中 (%) |
|---------------------|-----|-----------------------|
| ①防災行政無線             | 8   | 72.7                  |
| ②緊急速報エリアメール・緊急速報メール | 2   | 18.2                  |
| ③品川区ツイッター           | 2   | 18.2                  |
| ④品川区ホームページ          | 7   | 63.6                  |
| ⑤ケーブルテレビ品川区民チャンネル   | 2   | 18.2                  |
| ⑥その他                | 0   | 0.0                   |

※無回答 1社あり

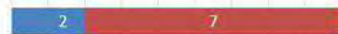
①防災行政無線



②緊急速報エリアメール・緊急速報メール



③品川区ツイッター



④品川区ホームページ



⑤ケーブルテレビ品川区民チャンネル



■知っている ■知らない